

上越市空き家活用のための家財道具等処分費補助金 実績報告時提出書類チェックシート

- 補助事業実績報告書

- 家財道具等の搬出及び清掃等の契約書の写し
 - ※工事注文書と注文請書でも可
 - ※変更契約を行った場合は、変更後または追加工事分の契約書の写し及び変更箇所が分かる書類（変更前後を比較できる見積書など）を添付すること。

- 領収書の写し
 - ※口座振込の場合は、振込受付書の写しでも可

- 家財道具等の処分を証明する書類の写し

- 家財道具等の搬出前、搬出中、搬出後の写真
 - ※日付入力必須

- 家財道具等の搬出に附帯する清掃の実施前、実施中、実施後の写真
 - ※日付入力必須

- 補助金請求書

<ご注意ください！！>

- 1 工事請負契約書及び領収書には、印紙税法で定められている工事請負金額及び領収金額に応じた収入印紙が貼ってあること。
- 2 工事請負契約書写しの金額と領収書写しの金額は一致すること。
- 3 工事代金の支払いに未精算がある場合は、事業完了となりません。実績報告書の提出は支払い完了後になります。